

千葉県報

定例
令和8年10月20日

主要目次

告示

千葉県生活習慣に関するアンケート調査の実施	一
土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定（二件）	一
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（二件）	二
地方自治法に基づく公金事務の委託	二
漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定	二
土地改良区定款の変更認可（二件）	二
千葉県収入証紙売りさばきの廃止	二
地方自治法に基づく公金事務の委託	三
教育委員会告示	三
博物館登録原簿の登録	三
公告	三
環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付及び縦覧	三
土地改良区役員の退任及び就任	三
特定調達公告	四
入札公告（二件）	四

告示

示

千葉県告示第五百三十一号

千葉県生活習慣に関するアンケート調査を実施するので、千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号）第三条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和八年十月二十日

- 千葉県知事 熊谷 俊人
- 調査の名称
千葉県生活習慣に関するアンケート調査
 - 調査の目的
県民の健康に係る生活習慣の現状を把握し、健康に関する課題を明らかにし、今後の健康づくり施策の推進等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

三 調査事項

県民の健康に係る生活習慣に関すること。

四 調査の範囲

満十五歳以上の県民のうち知事が選定するもの

五 調査の期日

令和八年十一月一日現在で行う。

六 調査の方法

知事が、四の者に調査票を配布し、報告を求めることにより行う。

七 結果の公表

知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

千葉県告示第五百三十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

令和八年十月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定する区域 佐倉市六崎字前原一、四四〇番の一部（別図のとおり）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 当該区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第五百三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

令和八年十月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定する区域 印西市みどり台一丁目一番二の一部（別図のとおり）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 当該区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

第 1 4 1 8 8 号												千 葉 県 報		令和 8 年 10 月 20 日（火曜日）																					
千葉県告示第五百三十四号 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。 令和八年十月二十日 千葉県知事 熊谷 俊人												千葉県告示第五百三十五号 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。 令和八年十月二十日 千葉県知事 熊谷 俊人												千葉県告示第五百三十六号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。 令和八年十月二十日 千葉県知事 熊谷 俊人											
社会福祉法人		千葉市中央区		千葉県障害者		令和八年		令和八年		令和八年四																									
指定公金事務 取扱者の名称		指定公金事務 取扱者の住所 又は事務所の 所在地		指定公金事務 取扱者に委託 した公金事務 に係る歳入等		指定をし た日		委託をし た日		事務を委託 した期間																									
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。		区域 東安房漁業協同組合の地区 漁業の区分 浜荻地区の主としてさし網によつていせえびをとることを目的とする小型合併漁業		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市皆吉土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、富里市中沢土地改良区の定款の変更を令和八年十月十三日付けで認可した。		千葉県収入証紙規則（昭和三十三年千葉県規則第十二号）第七条第五項の規定により、次の者から千葉県収入証紙の売りさばきを廃止する旨届出があった。															
												令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日		令和八年十月二十日																	
												千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人		千葉県知事 熊谷 俊人																	
												千葉県告示第五百三十七号		千葉県告示第五百三十八号		千葉県告示第五百三十九号		千葉県告示第五百四十号																	
												漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての																							

千葉県告示第五百四十一号			千葉県知事 熊谷 俊人		
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。					
令和八年十月二十日					
千葉県告示第五百四十一号					
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付及び縦覧					
千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第二十条第一項の規定により、市原市から廃棄物焼却等施設の新設（福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業）に係る環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付があった。					
その関係図書は、千葉県環境生活部環境政策課並びに市原市環境部資源循環推進課、市原市役所南総支所、市原市福増クリーンセンター及び長生郡長柄町建設環境課において令和八年十月二十日から十一月四日まで縦覧に供する。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
土地改良区役員の退任及び就任					
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総市加茂土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
一 退任理事					
南房総市加茂一、四〇三番地					
〃 〃 一、七九二番地					
〃 〃 一、二一二番地					
〃 〃 八四七番地					
〃 〃 二二〇番地					
二 退任監事					
南房総市加茂一九九番地					
〃 〃 一、五六〇番地一					
三 就任理事					
千葉市若葉区若松町九〇二番地ニツインシティ千葉二番館二一四号					
南房総市加茂一、二八四番地					
〃 〃 一、一七一番地					
〃 〃 四四八番地二					
〃 〃 二、一〇三番地一					
四 就任監事					
南房総市加茂一、四二二番地三					
伊藤 宏					
亀田 幸夫					
鈴木 好行					
佐藤 喜久雄					
押本 直美					
亀田 昌宏					
伊藤 宏美					
高橋 皐月					
川名 正博					
岡本 祥明					
亀田 友衛					
松岡 潔					
押本 明					

千葉県告示第五百四十一号					
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付及び縦覧					
千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第二十条第一項の規定により、市原市から廃棄物焼却等施設の新設（福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業）に係る環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付があった。					
その関係図書は、千葉県環境生活部環境政策課並びに市原市環境部資源循環推進課、市原市役所南総支所、市原市福増クリーンセンター及び長生郡長柄町建設環境課において令和八年十月二十日から十一月四日まで縦覧に供する。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
土地改良区役員の退任及び就任					
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総市加茂土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
一 退任理事					
南房総市加茂一、四〇三番地					
〃 〃 一、七九二番地					
〃 〃 一、二一二番地					
〃 〃 八四七番地					
〃 〃 二二〇番地					
二 退任監事					
南房総市加茂一九九番地					
〃 〃 一、五六〇番地一					
三 就任理事					
千葉市若葉区若松町九〇二番地ニツインシティ千葉二番館二一四号					
南房総市加茂一、二八四番地					
〃 〃 一、一七一番地					
〃 〃 四四八番地二					
〃 〃 二、一〇三番地一					
四 就任監事					
南房総市加茂一、四二二番地三					
伊藤 宏					
亀田 幸夫					
鈴木 好行					
佐藤 喜久雄					
押本 直美					
亀田 昌宏					
伊藤 宏美					
高橋 皐月					
川名 正博					
岡本 祥明					
亀田 友衛					
松岡 潔					
押本 明					

千葉県告示第五百四十一号					
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付及び縦覧					
千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第二十条第一項の規定により、市原市から廃棄物焼却等施設の新設（福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業）に係る環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付があった。					
その関係図書は、千葉県環境生活部環境政策課並びに市原市環境部資源循環推進課、市原市役所南総支所、市原市福増クリーンセンター及び長生郡長柄町建設環境課において令和八年十月二十日から十一月四日まで縦覧に供する。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
土地改良区役員の退任及び就任					
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総市加茂土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
一 退任理事					
南房総市加茂一、四〇三番地					
〃 〃 一、七九二番地					
〃 〃 一、二一二番地					
〃 〃 八四七番地					
〃 〃 二二〇番地					
二 退任監事					
南房総市加茂一九九番地					
〃 〃 一、五六〇番地一					
三 就任理事					
千葉市若葉区若松町九〇二番地ニツインシティ千葉二番館二一四号					
南房総市加茂一、二八四番地					
〃 〃 一、一七一番地					
〃 〃 四四八番地二					
〃 〃 二、一〇三番地一					
四 就任監事					
南房総市加茂一、四二二番地三					
伊藤 宏					
亀田 幸夫					
鈴木 好行					
佐藤 喜久雄					
押本 直美					
亀田 昌宏					
伊藤 宏美					
高橋 皐月					
川名 正博					
岡本 祥明					
亀田 友衛					
松岡 潔					
押本 明					

千葉県告示第五百四十一号					
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付及び縦覧					
千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第二十条第一項の規定により、市原市から廃棄物焼却等施設の新設（福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業）に係る環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付があった。					
その関係図書は、千葉県環境生活部環境政策課並びに市原市環境部資源循環推進課、市原市役所南総支所、市原市福増クリーンセンター及び長生郡長柄町建設環境課において令和八年十月二十日から十一月四日まで縦覧に供する。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
土地改良区役員の退任及び就任					
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総市加茂土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
一 退任理事					
南房総市加茂一、四〇三番地					
〃 〃 一、七九二番地					
〃 〃 一、二一二番地					
〃 〃 八四七番地					
〃 〃 二二〇番地					
二 退任監事					
南房総市加茂一九九番地					
〃 〃 一、五六〇番地一					
三 就任理事					
千葉市若葉区若松町九〇二番地ニツインシティ千葉二番館二一四号					
南房総市加茂一、二八四番地					
〃 〃 一、一七一番地					
〃 〃 四四八番地二					
〃 〃 二、一〇三番地一					
四 就任監事					
南房総市加茂一、四二二番地三					
伊藤 宏					
亀田 幸夫					
鈴木 好行					
佐藤 喜久雄					
押本 直美					
亀田 昌宏					
伊藤 宏美					
高橋 皐月					
川名 正博					
岡本 祥明					
亀田 友衛					
松岡 潔					
押本 明					

千葉県告示第五百四十一号					
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付及び縦覧					
千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第二十条第一項の規定により、市原市から廃棄物焼却等施設の新設（福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業）に係る環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付があった。					
その関係図書は、千葉県環境生活部環境政策課並びに市原市環境部資源循環推進課、市原市役所南総支所、市原市福増クリーンセンター及び長生郡長柄町建設環境課において令和八年十月二十日から十一月四日まで縦覧に供する。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
土地改良区役員の退任及び就任					
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総市加茂土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
一 退任理事					
南房総市加茂一、四〇三番地					
〃 〃 一、七九二番地					
〃 〃 一、二一二番地					
〃 〃 八四七番地					
〃 〃 二二〇番地					
二 退任監事					
南房総市加茂一九九番地					
〃 〃 一、五六〇番地一					
三 就任理事					
千葉市若葉区若松町九〇二番地ニツインシティ千葉二番館二一四号					
南房総市加茂一、二八四番地					
〃 〃 一、一七一番地					
〃 〃 四四八番地二					
〃 〃 二、一〇三番地一					
四 就任監事					
南房総市加茂一、四二二番地三					
伊藤 宏					
亀田 幸夫					
鈴木 好行					
佐藤 喜久雄					
押本 直美					
亀田 昌宏					
伊藤 宏美					
高橋 皐月					
川名 正博					
岡本 祥明					
亀田 友衛					
松岡 潔					
押本 明					

千葉県告示第五百四十一号					
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付及び縦覧					
千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第二十条第一項の規定により、市原市から廃棄物焼却等施設の新設（福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業）に係る環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付があった。					
その関係図書は、千葉県環境生活部環境政策課並びに市原市環境部資源循環推進課、市原市役所南総支所、市原市福増クリーンセンター及び長生郡長柄町建設環境課において令和八年十月二十日から十一月四日まで縦覧に供する。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
土地改良区役員の退任及び就任					
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総市加茂土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
一 退任理事					
南房総市加茂一、四〇三番地					
〃 〃 一、七九二番地					
〃 〃 一、二一二番地					
〃 〃 八四七番地					
〃 〃 二二〇番地					
二 退任監事					
南房総市加茂一九九番地					
〃 〃 一、五六〇番地一					
三 就任理事					
千葉市若葉区若松町九〇二番地ニツインシティ千葉二番館二一四号					
南房総市加茂一、二八四番地					
〃 〃 一、一七一番地					
〃 〃 四四八番地二					
〃 〃 二、一〇三番地一					
四 就任監事					
南房総市加茂一、四二二番地三					
伊藤 宏					
亀田 幸夫					
鈴木 好行					
佐藤 喜久雄					
押本 直美					
亀田 昌宏					
伊藤 宏美					
高橋 皐月					
川名 正博					
岡本 祥明					
亀田 友衛					
松岡 潔					
押本 明					

千葉県告示第五百四十一号					
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付及び縦覧					
千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第二十条第一項の規定により、市原市から廃棄物焼却等施設の新設（福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業）に係る環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付があった。					
その関係図書は、千葉県環境生活部環境政策課並びに市原市環境部資源循環推進課、市原市役所南総支所、市原市福増クリーンセンター及び長生郡長柄町建設環境課において令和八年十月二十日から十一月四日まで縦覧に供する。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
土地改良区役員の退任及び就任					
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総市加茂土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
一 退任理事					
南房総市加茂一、四〇三番地					
〃 〃 一、七九二番地					
〃 〃 一、二一二番地					
〃 〃 八四七番地					
〃 〃 二二〇番地					
二 退任監事					
南房総市加茂一九九番地					
〃 〃 一、五六〇番地一					
三 就任理事					
千葉市若葉区若松町九〇二番地ニツインシティ千葉二番館二一四号					
南房総市加茂一、二八四番地					
〃 〃 一、一七一番地					
〃 〃 四四八番地二					
〃 〃 二、一〇三番地一					
四 就任監事					
南房総市加茂一、四二二番地三					
伊藤 宏					
亀田 幸夫					
鈴木 好行					
佐藤 喜久雄					
押本 直美					
亀田 昌宏					
伊藤 宏美					
高橋 皐月					
川名 正博					
岡本 祥明					
亀田 友衛					
松岡 潔					
押本 明					

千葉県告示第五百四十一号					
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付及び縦覧					
千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第二十条第一項の規定により、市原市から廃棄物焼却等施設の新設（福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業）に係る環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付があった。					
その関係図書は、千葉県環境生活部環境政策課並びに市原市環境部資源循環推進課、市原市役所南総支所、市原市福増クリーンセンター及び長生郡長柄町建設環境課において令和八年十月二十日から十一月四日まで縦覧に供する。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
土地改良区役員の退任及び就任					
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総市加茂土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
一 退任理事					
南房総市加茂一、四〇三番地					
〃 〃 一、七九二番地					
〃 〃 一、二一二番地					
〃 〃 八四七番地					
〃 〃 二二〇番地					
二 退任監事					
南房総市加茂一九九番地					
〃 〃 一、五六〇番地一					
三 就任理事					
千葉市若葉区若松町九〇二番地ニツインシティ千葉二番館二一四号					
南房総市加茂一、二八四番地					
〃 〃 一、一七一番地					
〃 〃 四四八番地二					
〃 〃 二、一〇三番地一					
四 就任監事					
南房総市加茂一、四二二番地三					
伊藤 宏					
亀田 幸夫					
鈴木 好行					
佐藤 喜久雄					
押本 直美					
亀田 昌宏					
伊藤 宏美					
高橋 皐月					
川名 正博					
岡本 祥明					
亀田 友衛					
松岡 潔					
押本 明					

千葉県告示第五百四十一号					
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付及び縦覧					
千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第二十条第一項の規定により、市原市から廃棄物焼却等施設の新設（福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業）に係る環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付があった。					
その関係図書は、千葉県環境生活部環境政策課並びに市原市環境部資源循環推進課、市原市役所南総支所、市原市福増クリーンセンター及び長生郡長柄町建設環境課において令和八年十月二十日から十一月四日まで縦覧に供する。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
土地改良区役員の退任及び就任					
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総市加茂土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
一 退任理事					
南房総市加茂一、四〇三番地					
〃 〃 一、七九二番地					
〃 〃 一、二一二番地					
〃 〃 八四七番地					
〃 〃 二二〇番地					
二 退任監事					
南房総市加茂一九九番地					
〃 〃 一、五六〇番地一					
三 就任理事					
千葉市若葉区若松町九〇二番地ニツインシティ千葉二番館二一四号					
南房総市加茂一、二八四番地					
〃 〃 一、一七一番地					
〃 〃 四四八番地二					
〃 〃 二、一〇三番地一					
四 就任監事					
南房総市加茂一、四二二番地三					
伊藤 宏					
亀田 幸夫					
鈴木 好行					
佐藤 喜久雄					
押本 直美					
亀田 昌宏					
伊藤 宏美					
高橋 皐月					
川名 正博					
岡本 祥明					
亀田 友衛					
松岡 潔					
押本 明					

千葉県告示第五百四十一号					
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付及び縦覧					
千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第二十条第一項の規定により、市原市から廃棄物焼却等施設の新設（福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業）に係る環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付があった。					
その関係図書は、千葉県環境生活部環境政策課並びに市原市環境部資源循環推進課、市原市役所南総支所、市原市福増クリーンセンター及び長生郡長柄町建設環境課において令和八年十月二十日から十一月四日まで縦覧に供する。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
土地改良区役員の退任及び就任					
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総市加茂土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
一 退任理事					
南房総市加茂一、四〇三番地					
〃 〃 一、七九二番地					
〃 〃 一、二一二番地					
〃 〃 八四七番地					
〃 〃 二二〇番地					
二 退任監事					
南房総市加茂一九九番地					
〃 〃 一、五六〇番地一					
三 就任理事					
千葉市若葉区若松町九〇二番地ニツインシティ千葉二番館二一四号					
南房総市加茂一、二八四番地					
〃 〃 一、一七一番地					
〃 〃 四四八番地二					
〃 〃 二、一〇三番地一					
四 就任監事					
南房総市加茂一、四二二番地三					
伊藤 宏					
亀田 幸夫					
鈴木 好行					
佐藤 喜久雄					
押本 直美					
亀田 昌宏					
伊藤 宏美					
高橋 皐月					
川名 正博					
岡本 祥明					
亀田 友衛					
松岡 潔					
押本 明					

千葉県告示第五百四十一号					
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付及び縦覧					
千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第二十条第一項の規定により、市原市から廃棄物焼却等施設の新設（福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業）に係る環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付があった。					
その関係図書は、千葉県環境生活部環境政策課並びに市原市環境部資源循環推進課、市原市役所南総支所、市原市福増クリーンセンター及び長生郡長柄町建設環境課において令和八年十月二十日から十一月四日まで縦覧に供する。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
土地改良区役員の退任及び就任					
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総市加茂土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
一 退任理事					
南房総市加茂一、四〇三番地					
〃 〃 一、七九二番地					
〃 〃 一、二一二番地					
〃 〃 八四七番地					
〃 〃 二二〇番地					
二 退任監事					
南房総市加茂一九九番地					
〃 〃 一、五六〇番地一					
三 就任理事					
千葉市若葉区若松町九〇二番地ニツインシティ千葉二番館二一四号					
南房総市加茂一、二八四番地					
〃 〃 一、一七一番地					
〃 〃 四四八番地二					
〃 〃 二、一〇三番地一					
四 就任監事					
南房総市加茂一、四二二番地三					
伊藤 宏					
亀田 幸夫					
鈴木 好行					
佐藤 喜久雄					
押本 直美					
亀田 昌宏					
伊藤 宏美					
高橋 皐月					
川名 正博					
岡本 祥明					
亀田 友衛					
松岡 潔					
押本 明					

千葉県告示第五百四十一号					
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり委託した。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付及び縦覧					
千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第二十条第一項の規定により、市原市から廃棄物焼却等施設の新設（福増クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業）に係る環境影響評価準備書に係る意見についての事業者の見解を記載した書類の送付があった。					
その関係図書は、千葉県環境生活部環境政策課並びに市原市環境部資源循環推進課、市原市役所南総支所、市原市福増クリーンセンター及び長生郡長柄町建設環境課において令和八年十月二十日から十一月四日まで縦覧に供する。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
土地改良区役員の退任及び就任					
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総市加茂土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。					
令和八年十月二十日					
千葉県知事 熊谷 俊人					
一 退任理事					
南房総市加茂一、四〇三番地					

〃 〃 三〇七番地

亀 田 操

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 1 0 月 2 0 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 1 0 月 2 0 日

千葉県循環器病センター病院長 中 村 精 岳

購読料 本号（別冊を含む。） 一部 二四円

発 行 者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八